

# 秋田県理学療法士等修学資金制度の概要

## 1 貸与の目的

修学資金を貸与することにより、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の確保を図り、障害のある方の社会復帰の促進に資することを目的とします。

## 2 貸与の対象者

理学療法士等を養成する大学又は専修学校等（以下「養成学校等」という。）に在学する学生で、卒業後直ちに秋田県内の社会福祉施設又は医療施設等（以下「医療施設等」という。）で理学療法士等の業務に従事しようとする意思を有する方が対象となります。

## 3 貸与月額

- (1) 国立又は公立の養成学校等（独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の設置する養成学校等を含む。）に在学する学生 30,000円
- (2) 私立の養成学校等に在学する学生 40,000円

## 4 貸与期間

貸与を決定した年の4月分から翌年3月分までの1年間です。

卒業まで貸与を約束するものではなく、継続して貸与を受けたい方は、年度ごとに申請していただきます。

## 5 貸与方法

毎月、本人の指定する金融機関口座へ振り込みます。

## 6 連帯保証人

- (1) 修学資金の貸与を受けようとする方は、連帯保証人を1人立てなければなりません。  
貸与を受けようとする方が未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人としていただきます。
- (2) 保証人は、修学資金の貸与を受けた方と連帯して債務を負担することとなります。

## 7 貸与契約の解除及び貸与の休止

- (1) 次のいずれかに該当したときは、契約を解除します。
  - ① 退学したとき。
  - ② 理学療法士等の養成課程を専攻しなくなったとき。
  - ③ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
  - ④ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

- ⑤ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
  - ⑥ 死亡したとき。
  - ⑦ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (2) 休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間修学資金の貸与は休止します。

## 8 返還

次のいずれかに該当したときは、貸与を受けた金額の1/2の額を3か月以内に一時払いにより、残りの1/2の額を貸与を受けた期間の1/2の期間内に月賦又は半年賦の均等払いにより返還しなければなりません。

- (1) 7の(1)により貸与契約が解除されたとき。
- (2) 養成学校等を卒業した日から1年以内に理学療法士等の免許を取得しなかったとき。
- (3) 免許取得後直ちに県内の医療施設等の職員とならなかったとき。
- (4) 死亡し、又は医療施設等の職員でなくなったとき。

## 9 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、返還の債務の履行を猶予します。

- (1) 7の(1)により貸与契約が解除された後も、引き続き当該養成学校等に在学し、理学療法士等の養成課程を専攻しているとき。
- (2) 8の(3)及び(4)により返還しなければならなくなった後、医療施設等の職員として在職しているとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事由により返還債務の履行が困難であると認められるとき。

## 10 返還の免除

- (1) 養成学校等を卒業した日から1年以内に免許を取得し、直ちに医療施設等の職員となり、貸与を受けた期間の3/2に相当する期間（2年に満たないときは2年とする。）以上引き続き在職したときは、返還の債務の全部を免除します。
- (2) 貸与を受けた方が次のいずれかに該当したときは、返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができます。
  - ① 死亡又は心身の障害により、返還することができなくなったとき。
  - ② 理学療法士等として医療施設等に2年以上在職したとき。